

障がい者と共に 生きる社会のために 私たちにできること



講師

よこふた まこと

横藤田 誠 さん

福山市芦田町生まれ。

生後7か月のときに脊髄性小児麻痺（ポリオ）を発症。「不利な立場にある人々の人権」をテーマに研究をされています。

2022年まで広島大学法学部で憲法を担当。現在、広島大学名誉教授。

また、基本的人権の尊重を謳った日本国憲法の内容および、障害者差別解消法(*)の理解を求め、講演活動などをされています。

とき

10月3日（土）14:00～

ところ

瀬戸コミュニティセンター

障害者差別解消法（2016年4月1日）

「障がいを理由とした差別」をなくす法律です。
障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し
共に生きることのできる社会の実現をめざしています。
そのためには、障がいのある人に対する「不当な差別的取
扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が求められます。

(*)正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

合理的配慮って
誰のため？



入場無料



手話通訳・要約筆記あり



駐車場は瀬戸東公園

主 催：瀬戸地域民主化推進協議会/津之郷学区人権学習推進協議会/赤坂学区人権学習推進協議会
瀬戸交流館/津之郷交流館/赤坂交流館/瀬戸コミュニティセンター/南部地域振興課

問合せ：南部地域振興課 ☎ 084-980-7713/Fax 084-987-2382